

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」に該当する場合の添付書類等について

特定事業所集中減算において「正当な理由」に該当する場合は、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。指定された書類が添付されていない場合は、正当な理由として認められない場合があります。

項目	添付書類
判断基準 1	「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧（通常の事業実施地域において、5事業所未満であることを示してください。
判断基準 2	添付書類なし。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください。（実地指導等において提示を求める場合があります。）
判断基準 3	添付書類なし。ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください。（実地指導等において提示を求める場合があります。）
判断基準 4 (1) ①	ISO 認証を証明する文書の写し。ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要。）
判断基準 4 (1) ②	福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内のものに限る。）の写し。ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要。
判断基準 4 (1) ③	1 事業所評価加算を算定していることがわかる書類の写し。 2 介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し。
判断基準 4 (2) ア①	1 通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添 1-1） 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添 2）
判断基準 4 (2) ア②	1 夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添 1-1） 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添 2）
判断基準 4 (2) ア③	1 要介護度 4 以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M）である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添 1-1） 2 要介護度 4 以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M）である者を対象とした計画を除いた再計算書（別添 2） ※要介護度 4 以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は

	M) である者を確認できる資料の提出を個別に求める場合があります。
判断基準4 (2) イ	1 時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表 (別添1-1) 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添2)
判断基準4 (2) ウ	1 当該サービス事業所でなければ利用者の解決すべき課題に対応できないこと等が記載された理由書 (別添3) 2 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表 (別添1-2) 3 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添2) ※利用者が希望したサービス事業所において、課題解決が期待できることを確認できる資料 (パンフレット等) 及び理由書を提出した利用者宅からサービス事業所までの距離がわかる地図等の提出を個別に求める場合があります。
判断基準4 (2) エ	1 当該サービス事業所でなければ利用者の解決すべき課題に対応できないこと等が記載された理由書 (別添3) 2 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表 (別添1-2) 3 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添2) ※利用者が希望したサービス事業所において、課題解決が期待できることを確認できる資料 (パンフレット等) 及び理由書を提出した利用者の状態がわかる個別の (看護) サマリー等の提出を個別に求める場合があります。
判断基準4 (2) オ①	1 当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書 (別添3) ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要。 2 上記理由書を提出した利用者に係る「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」(別添4) 3 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表 (別添1-2) 4 上記居宅サービス計画を除いた再計算書 (別添2) ※地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細についての提出を後日個別に求める場合があります。
判断基準4 (2) オ②	1 支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書 (別添5) ただし、平成12年3月31日以前からの利用者については、上記に代わるものとして、当時のケアプランの写し

	<p>2 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添 1 － 2）</p> <p>3 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添 2）</p> <p>※市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細 等の提出を後日個別に求める場合があります。</p>
--	---